

令和 8 年神審第 8 号

裁 決

モーターボート A モーターボート B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 7 年 1 0 月 5 日 0 9 時 4 0 分半少し過ぎ

和歌山県地ノ島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A モーターボート B

総トン数 3.5トン

登録長 10.90メートル 2.85メートル

機関の種類 ディーゼル機関 電気点火機関

出力 180キロワット 7キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室の右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、その前方左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和7年10月5日05時50分和歌山県和歌山下津港海南第2区を発し、地ノ島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時53分前示釣り場に到着して移動しながら釣りをを行い、09時36分地ノ島灯台北西方約1.5海里沖合の釣り場を発進して和歌山県住吉埼西方約1,000メートル沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立って操船に当たり、船首方を一見して船舶を見掛けなかったため、09時38分半少し前地ノ島灯台から326度（真方位、以下同じ。）1.15海里的の地点で、針路を098度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、09時40分少し過ぎ地ノ島灯台から345度1,720メートルの地点に達したとき、正船首220メートルのところに、Bを視認することができ、同船が同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊中であることが分かり、その後Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定める前に船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船は

いないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく続航し、09 時 40 分半少し過ぎ地ノ島灯台から 352 度 1, 650 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の右舷船尾部に後方から 17 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 2 の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、B は、小型船舶としての登録が対象外であるものの、機関の出力から船舶検査を要する船尾部に船外機を備え、船体中央部左舷側に GPS プロッターを装備した FRP 製モーターボートで、b 受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首 0.1 メートル船尾 0.4 メートルの喫水をもって、同日 06 時 30 分和歌山県大川港を発し、地ノ島周辺の釣り場で移動しながら釣りを行い、09 時 40 分衝突地点付近で、船首を南東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b 受審人は、09 時 40 分少し過ぎ衝突地点で、船首が 115 度を向いていたとき、右舷船尾 17 度 220 メートルのところに、A を視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣りの仕掛けの準備に気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、b 受審人は、A に対して避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、09 時 40 分半僅か過ぎ右舷船尾至近に同船を認めたものの、どうすることもできず、B は、船首が 115 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は船首部外板に擦過傷を、B は右舷外板に割損及び

擦過傷等をそれぞれ生じ、b 受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、地ノ島北方沖合において、航行中の A と漂泊中の B とが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第 38 条及び第 39 条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、地ノ島北方沖合において、航行中の A が、見張り不十分で、漂泊中の B を避けなかったことによって発生したが、B が、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、地ノ島北方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定める前に船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中の B に気付かず、同船を避けることなく進行して衝突する事態を招き、A 及び B 両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b 受審人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か

月停止する。

b 受審人は、地ノ島北方沖合において、釣りのため漂泊中、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りの仕掛けの準備に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、同船と衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月18日

神戸地方海難審判所

審判官 井 手 則 義